

令和 8 年度 施行							
業 務 () 設 計 書							
業 務 場 所	鳥取市 上町 地内						
業 務 名	上町配水池清掃業務						
履 行 期 間	着 手 令 和 年 月 日			完 了 令 和 年 月 日			

変 更 設 計 金 額

業 務 費

円

元 設 計 金 額

＜ 概 要 ＞

上町配水池

清掃面積 1,515m²

積 算 情 報 表

(0851409800-0)

P. 4

項 目	内 容	項 目	内 容
積算区分	実施		
変更回数	当初		
積算基準パ ターン	50:令和8年度国交省基準(R8.6適用) (消費税10%)		
設計年度	令和08年度		
単価適用地区	03 鳥取市		
単価適用日付	令和08年08月15日 (20)		
適用率	03 構造物工事 (浄水場等)		
前払金支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下		
共通仮設費補正	補正しない		
現場環境改善費	計上しない		
現場環境改善費地域			
現場管理地域補正	補正しない		
熱中症対策補正	なし		
契約保証費率	金銭的保証		
豪雪補正	補正有		

業 務 内 訳 表									
費 目	業 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	直接業務費				式	1			
	共通仮設費				式	1			
		処分費等			式	1			
		処分費等対象額			式	1			
		処分費等（3%超過分）			式	1			
		対象額			式	1			
		率計算分			式	1			
	純業務費				式	1			
	現場管理費				式	1			
		対象額			式	1			

業 務 内 訳 表									
費 目	業 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		率計算分			式	1			
	業務原価				式	1			
	一般管理費等				式	1			
		一般管理費			式	1			
			対象額		式	1			
			率計算分		式	1			
		契約保証費			式	1			
	業務価格				式	1			
		消費税等相当額			式	1			
	本業務費				式	1			

業 務 内 訳 表									
費 目	業 種	種 別	細 別	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
	上町配水池清掃				式	1			第1号内訳書
	合 計								

第1号

上町配水池清掃 1式当たり内訳書

名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
潜水土清掃		m ²	1,515				第1号単価表
合 計		式	1				

第1号 潜水土清掃 1m ² 当たり単価表							
名 称	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	雑	摘 要
潜水土		人	1				
潜水連絡員		人	1				
潜水送気員		人	1				
潜水送気設備		式	1				
潜水具		式	1				
消毒衛生機器		式	1				
吸引清掃機器		式	1				
水中撮影機器		式	1				
合 計		m ²	200				
単位当り		m ²	1				

配水池清掃（潜水土清掃） 特記仕様書

1. 適用

本特記仕様書は、「令和8年度 上町配水池清掃業務」に適用する。

2. 目的

本業務は上町配水池における、水道水の水質を健全なものに保つため、潜水土により断水することなく底面堆積物を清掃するとともに、配水池内部の調査を行い、維持管理に必要な情報を得ることを目的とする。

3. 履行場所及び清掃面積

(1) 上町配水池 鳥取市上町87-2

2重槽PC構造 内径44.3m×有効水深6.6m 底面積：1,515㎡

4. 業務概要

潜水土が開口部より入槽し、底面に堆積した沈殿物を池外へ排出除去し、併せて池内構造物の点検調査を行う。

5. 業務従事者

従事する作業者は、水道施設に関する知識を有しており、業務内容に熟練かつ堪能な者があたるものとする。また、法令等により定められた資格を必要とする作業は、下記の資格を有する者が行わなければならない。

- ・現場責任者：貯水槽清掃作業監督者及び潜水土
- ・潜水土：潜水土
- ・潜水送気員：送気調整係員または潜水土
- ・消毒管理者：貯水槽清掃作業監督者

業務の着手前に、作業従事者の名簿（氏名・資格・経験年数）を提出すること。

6. 施工体制および安全衛生管理

(1) 本業務は稼働中の上水道施設内での作業であることから、受託者において建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を有していること。

(2) 作業従事者は水道法第21条により、腸内細菌検査結果を着手前に監督員に提出すること。有効期間は履行期間を含む1年以内とする。

- (3) 潜水作業従事者は高気圧健康診断の写しを着手前に監督員に提出すること。有効期限は履行期間を含む6か月以内とする。
- (4) 本業務で使用する潜水機器・清掃機器類は、水道施設内での使用に適切なものとし、着手前に業務計画書において使用機器の承認を得ること。
- (5) 池内で使用する潜水機器・清掃機器は、JWWA Z 108 及び JWWA Z 110 の浸出試験に適合したものとする。対象とする潜水機器は、潜水服・潜水マスク・レギュレータ・送気管・電話線・ウェイト・清掃用ホース等の主となる機器とする。試験成績書は使用機器承認願に添付するものとし、試験成績書に記載された機器と同品であれば使用は可とする。尚、試験成績書の有効期間は5か年以内とする。
- (6) 潜水土および槽内で使用する機器は、毎回作業前に次亜塩素酸ナトリウム水溶液で消毒し、水道水に悪影響を及ぼすことのないようにすること。
- (7) 塩素消毒の管理については、貯水槽清掃作業監督者の資格を有する者が管理をおこなうものとする。消毒に使用する次亜塩素酸ナトリウムは水道用薬品の評価試験方法に適合したものを使用し、消毒方法や塩素濃度は業務計画書において承認を得ること。
- (8) 潜水作業には緊急時の対応を考慮し、潜水土免許保有者を2名以上従事させること。
- (9) 潜水作業や機器類は高圧則に基づいた管理をおこなうこと。
- (10) 本業務は稼働中の上水道施設内での作業であるため、貯水と人体が接触しないように、フード・グローブ共に一体型の潜水服を使用すること。潜水服に水が侵入するようなウェットスーツ構造の潜水服の使用は不可とする。また、フード・グローブに関しても同様にウェットスーツ構造は使用不可とする。
- (11) 潜水作業に使用する浮力調整用ウェイトは、鉛製の使用を不可とする。鉛玉を袋に詰めたものや、鉛を樹脂被覆したものも同様に使用不可とする。
- (12) 清掃作業中、水質に異常が発生した場合は直ちに作業を中止し、監督員に報告して指示に従うこと。
- (13) 作業実施にあたり、関連設備に損害を与えないよう十分注意し行うこと。

7. 清掃作業

- (1) 本業務は稼働中の上水道施設内での作業であることから、衛生管理には十分留意し、常に清潔を保持すること。
- (2) 清掃作業中、池内堆積物の舞い上げ等、貯水濁度を上昇させることのないように作業をおこなうこと。
- (3) 潜水土及び池内で使用する機器は、毎回作業前に次亜塩素酸ナトリウムにて消毒し、水道水に悪影響を及ぼすことのないよう注意する。
- (4) 潜水土は水中有線電話を携帯し、常に通話可能な状態にしておくこと。

- (5) 潜水送気設備には貯気タンクと予備タンクを設置すること。
- (6) 潜水服はフード・グローブ共に一体型の潜水服を使用すること。手・頭髮等も水に触れない構造であること。
- (7) 潜水士の呼気は池内に放出せずに、呼気を回収して池外で排出する装置を設置すること。潜水服から排気される浮力調整用の空気の排出は可とする。
- (8) 潜水作業に使用する浮力調整用ウェイトは、鉛製のものを使用しないこと。
- (9) 作業従事者は、消毒したゴム手袋等を使用し、機器が直接人体と接触しないようにすること。
- (10) 清掃作業中はマンホール等開口部が解放されるため、養生シート等を使用して、池内に異物が入り込まないようにすること。
- (11) 清掃作業時の排水は担当者の指示する箇所に排水し、近隣住民に迷惑のかからないよう努めなければならない。

8. 点検調査作業

清掃作業に併せて、施設内部（配管類、水位計、昇降設備、壁面、天井等）の劣化状況を調査し、報告書内に写真添付の上、報告すること。

- ・配管類の位置確認
- ・躯体の異常箇所
- ・コンクリートのクラック・鉄筋露出状況
- ・防水塗装の浮き・剥離状況
- ・梯子、計器、配管類の腐食状況

9. 提出書類

- ・業務計画書
- ・許可登録証（建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書）
- ・資格免許証（潜水士、貯水槽清掃作業監督者ほか）
- ・作業員名簿
- ・高気圧健康診断書
- ・腸内細菌検査結果
- ・使用機器承認願（資機材浸出試験成績書ほか）
- ・業務写真帳（作業前、作業中、作業完了後、内部点検調査）
- ・業務報告書（構造物点検記録表）
- ・写真・報告書等の電子データ（DVDまたはCD）
- ・その他監督員が指示する書類

10. その他

本特記仕様書に定めのない事項または、疑義を生じた場合は、双方協議の上定めるものとする。

現場説明書

1

令和8年8月1日以降適用（鳥取市水道局）

仕様書

①この契約において適用する仕様書は特に定めのない限り「鳥取市水道局水道工事標準仕様書」とし、調達公告日時点で最新の仕様書によること。また、この仕様書に定めのない事項は、「鳥取県土木工事共通仕様書」によること。
②鳥取県土木工事共通仕様書特記事項第2条の表1-1-1-9工事の下請負の項中「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領第5条」とあるのは、「鳥取市水道局建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成11年11月15日制定）第4条」と読み替えるものとする。
③鳥取県土木工事共通仕様書特記事項第2条の表1-1-1-35諸法令の遵守の項中「鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）」とあるのは「鳥取市暴力団排除条例（平成24年3月鳥取市条例第1号）」と読み替えるものとする。

工程

①（他工事等との調整）
_____については、_____と関連するので相互の連絡調整を密にすること。
②（部分完成、着工保留）
_____については、_____まで_____（すること、しないこと）。
③（施工時間）
本工事の施工時間帯は、昼間施工（8：30～17：00）を見込んでいる。
_____の施工時間は、_____：_____～_____：_____とする。
④（標準工期）
本工事における標準工期については以下の条件で算定している。また、余裕期間設定工事については実工期に余裕期間を加えたものを標準工期としている。

項 目	適 用
工期の設定方法	標準工期算定式・標準作業量による積み上げ日数
本工事に使用する雨休率	0.90（R2～R6 5年間平均値）
休日・悪天候以外の作業不能日	日（令和__年__月__日～令和__年__月__日）
標準工期（全体工期）	107日（余裕期間含む・含まない）

⑤（余裕期間設定工事）
本工事は、鳥取市水道局余裕期間設定工事に係る実施要領の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。
標準工期については、④のとおりとする。
⑥（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）
この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
⑦（週休2日工事）
本工事は、鳥取市水道局「週休2日工事」実施要領の対象工事である。最新の同要領の規定に従い週休2日工事に努めること。

用地関係

①（用地、物件等未処理）
本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。
なお、_____頃_____の予定である。

支障物件

①（埋設物等の事前調査）
工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____）について調査済み〕である。
事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。
その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。
②（支障物件）
_____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。
予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。
③（立木の置き場所）
工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。

公害対策

①（低騒音型・低振動型建設機械）
本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
該当工種：_____、施工機械：_____

現場説明書

2

安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 交通誘導員B _____人 交替要員 _____人 1日あたり合計 _____人 配置日数 _____日 工事全体合計 _____人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成29年10月3日付事務連絡生活環境課長通知）に基づいて適正に処理すること。 （参考URL https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf） ②（千代川水系における濁水防止対策） 本工事は千代川水系内における工事であり、濁水防止対策等については、千代川漁業対策協議会事業調整会議において〔未調整・調整済み〕である。 なお、未調整工事については、_____までに調整を行う予定である。 工事の実施にあたっては、現場説明書8、9を遵守し、汚濁等の防止に努めること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 工事現場から離れた場所に一定規模以上の一時的な土石の堆積を行う場合は宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の許可が必要となるため、適正に手続きを行うこと。 （参考URL https://www.city.tottori.lg.jp/page/5562.html） ①（他工事等流用） 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____ 工事現場に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。 ②（建設技術センター） 建設発生土は _____市・町・村 _____地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m3当り _____円（税抜き）をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m2以上） ③（民間残土受入地） 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m3当り _____円（税抜き）を _____に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m2以上） ④（土質改良プラント） 建設発生土は _____市・町・村 _____地内の _____に運搬（片道運搬距離 _____km）するものとする。なお、処理費として1m3当り _____円（税抜き）を _____に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数 300kN/m2以上） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとお見込んでいる。 コンクリート塊 1m3当り _____円（税抜き） アスファルト塊 1m3当り _____円（税抜き） 建設発生木材 1m3当り _____円（税抜き）

②(再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・受入れ費用)

コンクリート塊 _____市・町・村 _____地内の _____
(運搬距離 _____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)
アスファルト塊 _____市・町・村 _____地内の _____
(運搬距離 _____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)
建設発生木材 _____市・町・村 _____地内の _____
(運搬距離 _____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)
その他 () _____市・町・村 _____地内の _____
(運搬距離 _____km)、費用 1 t 当り _____円 (税抜き)

(受入れ時間帯) 8時～17時 (平日)

(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____cm以下、長さ _____m以下であること。

エ 2次災害発生の恐れのある物質 (廃油等) を含まないこと。

③(他工事等流用)

[Co塊・ _____] は、 _____市・町・村 _____地内 _____工事現場に運搬 (片道運搬距離 _____km) するものとする。

④(最終処理等)

_____については、 _____市・町・村 _____地内の産業廃棄物処理場への搬出 (片道運搬距離 _____km) を想定し、その費用として 1 t 当り _____円 (税抜き) を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑤(産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、 _____円 (税抜き) 見込んでいる。

⑥(木材市場等へ売却)

建設発生木材は _____市・町・村 _____地内の _____への搬出 (片道運搬距離 _____km) を想定し _____円 (税抜き) を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑦(伐木工歩掛及び参考数量)

伐木工は伐木工歩掛 (令和元年10月15日付第201900175199号鳥取県県土整備部技術企画課長通知) による。また伐採工計算書に基づき参考数量として算出しているので、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑧(建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工 種	項 目	規 格	摘 要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、manifests で運搬量 (体積(空m ³)) が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材搬出量	manifests 又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑨ (manifests)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき manifests を作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

現場説明書

4

建設副産物の使用	①—(建設発生土の使用)— _____ 工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所： _____ に使用する。 ②—(再生資材の使用)— ア Co雑割材は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、 _____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。 ウ 再生クラッシャーラン〔規格：RC- _____〕は、使用箇所： _____ に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS- _____〕は、使用箇所： _____ に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____〕は、使用箇所： _____ に使用する。 カ その他再生資材〔資材名： _____〕〔規格： _____〕は、使用箇所： _____ に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシャーランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	①—(農地の一時転用について)— 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に鳥取市農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。(該当がなければ記載を削除)】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、鳥取市農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ②—(農地の賃貸借)— ア _____ の用途に使用するため、鳥取市 _____ 番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取市との建設工事請負契約に基づき、土地の賃貸権は鳥取市が有することとし、原状復旧の責は鳥取市が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
仮設備	
その他	①—(自社施工)— 本工事においては、 _____ (※ _____ 工 (_____ 工を除く) のうち少なくとも _____ 千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領(平成22年7月12日付第201000057710号県土整備部長通知)に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別(レベル4)を記載する。 ②—(工事名称)— 工事標示板に記載する名称は、 <u>上町配水池清掃業務</u> とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。 ③—(監督体制)— 本工事の監督体制は(一般・重点)監督とする。 重点監督の工種は _____ とし、その他の工種は一般監督とする。 なお、鳥取市建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。 ④—(三者協議)— 本工事は、 _____ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用) ⑤—(技能士常駐)— 本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。 ア 技能士種別： _____ 技能士 _____、該当工種： _____ 工 _____、特記事項根拠： _____ 頁 イ 技能士種別： _____ 技能士 _____、該当工種： _____ 工 _____、特記事項根拠： _____ 頁 ウ 技能士種別： _____ 技能士 _____、該当工種： _____ 工 _____、特記事項根拠： _____ 頁

⑥（寒中コンクリート）

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

⑦（実施単価全面改定時の適用単価）

実施単価全面改定後に指名通知を行う工事は最新単価を適用することとしているが、本工事は旧単価において積算を行っているため、契約締結後には速やかに最新単価に基づく変更契約を行う。

⑧（設計業務の委託者）

本工事は設計業務は_____が行っている。

⑨（建設機械の賃料の採用単価）

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。

通常単価を採用した建設機械〔無し・有り（_____）〕

⑩（現場環境改善）

本工事は、現場環境改善（率計上分）実施対象工事と〔する・しない〕。

下表の内容のうち原則として各費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容（目的に資するものであること）について監督員の確認を受けること。

1内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実, 2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実, 4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実（交通誘導員待機室含む） 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策 5. （港湾・漁港工事のみ）防災訓練（地震・台風等の自然災害に対する訓練）
地域連携	1. 広報活動等（完成予想図、工法説明、PR看板等） 2. 見学会・イベント等の開催（見学施設等設置・管理運営等含む） 3. 社会貢献・地域対策費等（地域行事等の経費含む） 4. 現場景観向上（美装化・デザイン看板等

⑪（熱中症対策）

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。また、気象庁から高温注意報（最高気温35℃以上が予想される場合）が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分、塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑫（現場管理費補正）

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の対象工事と〔する・しない〕。
熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、
<https://www.pref.tottori.lg.jp/285759.htm>（治山工事、林道工事の場合は
<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm>）に掲載の熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領に基づき、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の14日前までに提出すること。

⑬（日本芝生産地への配慮）

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和2年2月27日付第201900299342号県土整備部長通知）（<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。
ア 〔張芝工・筋芝工〕は、日本芝の〔野芝・高麗芝〕を使用すること。
イ 〔植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。
ウ 〔わら芝工・植生シート工・植生マット工〕に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として1m2当り 円を見込んでいます。

⑭（ICT活用工事〔受注者希望型(LightICTを含む)〕）

本工事は、受注者希望型(LightICTを含む)の対象工事である。ICTの活用を希望する場合は、最新の「ICT活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。
仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm>を参照すること。

⑮（土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事）

本工事は、労働安全衛生規則第2編第12章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。
安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑯（標示板の設置）

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事（5か年加速化対策）」と標記すること。標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和3年6月1日付け 国土交通省大臣官房技術調査課 建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考にする。

⑰（下請契約等）

下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>）に基づき、適正な下請契約とすること。
また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。
（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746> 参照）

⑱（快適トイレの試行）

1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外】（※該当しない場合は削除）
 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
 受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。
 【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
 なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。
 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。
3. その他
 快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

~~⑱（大型コンクリートブロック積擁壁）~~

大型ブロック及び基礎コンクリートは〇〇〇〇〇〇（製品名を記載）（以下「想定製品」という。）同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が8.0mを超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。このことについては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/294903.htm>に掲載の「大型ブロック積擁壁の設計及び積算の取り扱い」を参考にすること。

~~⑳（資材の調達期間）~~

この工事の工期には、資材（ ）の調達期間として、 日を見込んでいます。

~~㉑（中東情勢の変化に伴う工期の延長等）~~

供給の偏りや流通の目詰まりによりナフサを由来とする建設資材の調達に遅延が発生し、受注者の責に帰することができない事由により工期内の完成が困難となった場合、受注者はその理由を明示した書面を提出し、発注者に工期の延長を協議することができる。

また、工期の延長のみでは当該資材の調達が困難となった場合において、代替資材の調達や流通経路の見直し等により別途調達経費が必要になったときは、最新の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（<https://www.pref.tottori.lg.jp/117322.htm>）に基づき、事前に監督員と協議の上で設計変更の対象とすることができる。

そ
の
他

㉒（衛生管理）

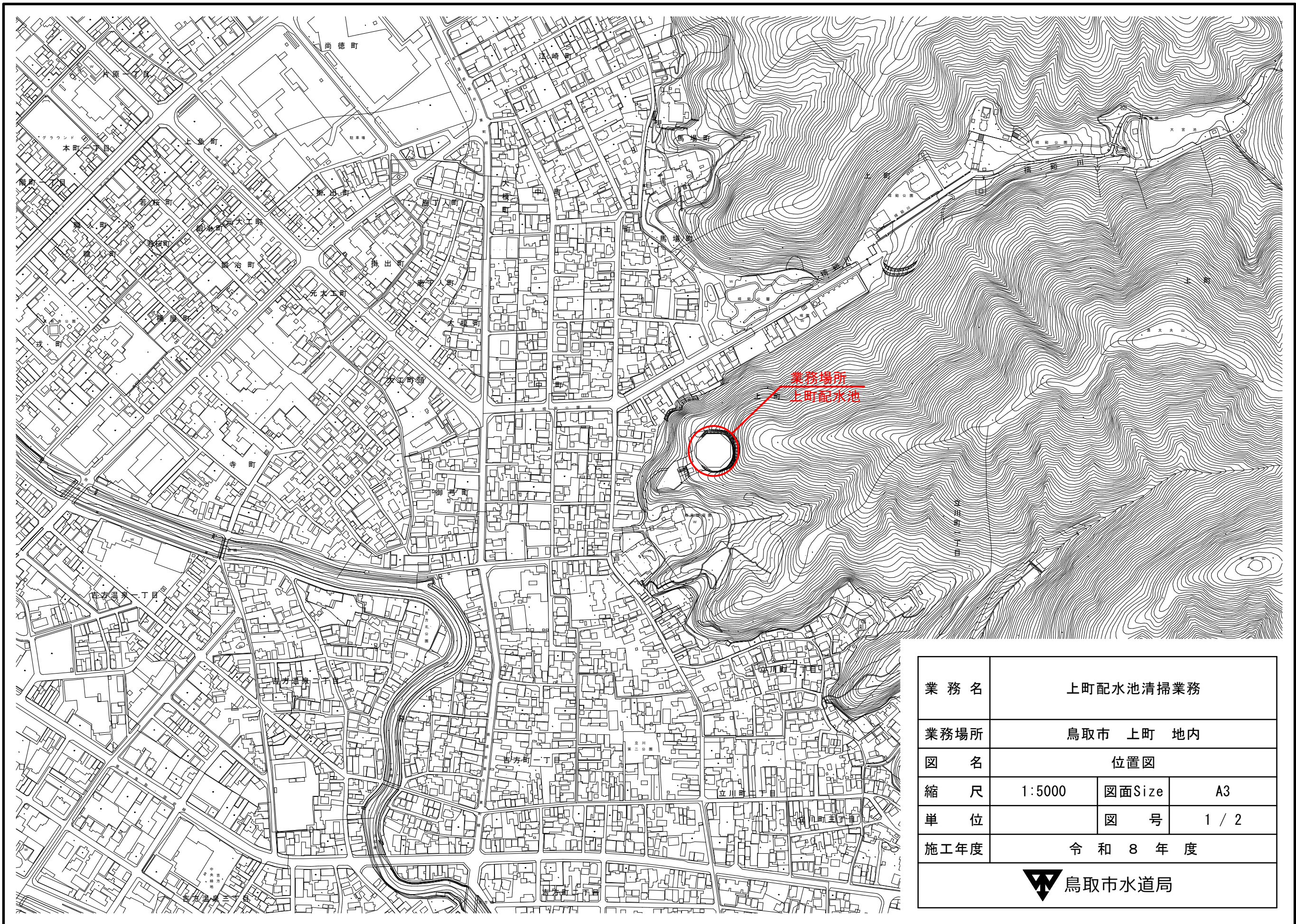
水道施設構内での作業に当たっては水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に努めること。

なお、本工事の作業従事者は、水道法第21条に基づく健康診断（細菌検査）を医療機関等において実施し、その結果を提出すること。

㉓（電子データの提出）

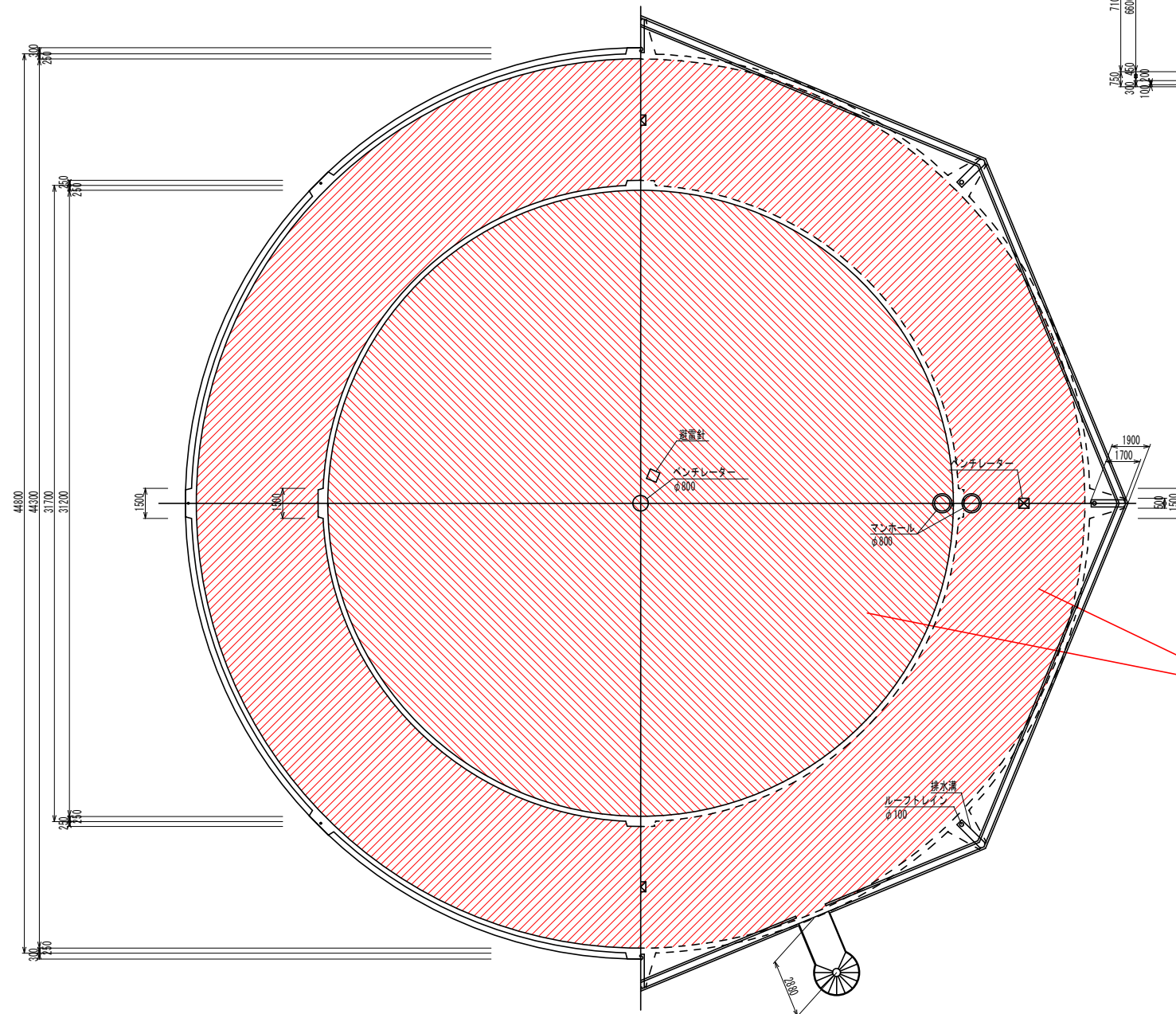
本工事の完了時には、完成図、工事写真及び維持管理に必要な書類の電子データを提出すること。

※ 明示する項目を 部分に記入または追記し、不要部分は「－」で削除して使用すること。

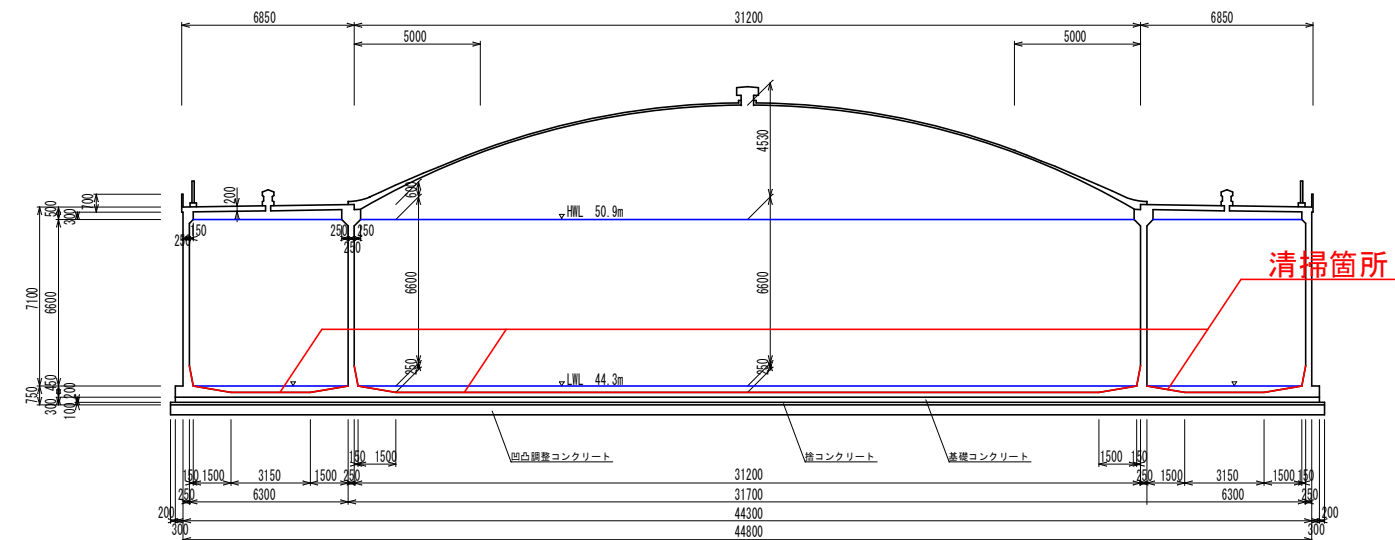


業 務 名	上町配水池清掃業務		
業務場所	鳥取市 上町 地内		
図 名	位置図		
縮 尺	1:5000	図面Size	A3
単 位		図 号	1 / 2
施工年度	令和 8 年 度		
鳥取市水道局			

上町配水池平面図



上町配水池断面図



起工設計書

工 事 名	上町配水池清掃業務		
位 置	鳥 取 市 上 町 地 内		
図 名	上町配水池平面図, 上町配水池断面図		
縮 尺	-	図面Size	A3
単 位	-	図 号	2 / 2
施工年度	令 和 8 年 度		
鳥取市水道局			

上町配水池清掃業務

積算参考資料

業務名:上町配水池清掃業務

[illegible]